

令和3年 第4回 東彼杵町議会臨時会会議録

令和3年第4回東彼杵町議会臨時会は、令和3年11月30日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	松下 陽子 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第65号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第66号 令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第9号)
日程第5	議案第67号 令和2年災遠の久保川災害復旧工事請負契約の変更について
日程第6	報告第15号 専決処分に関する報告について (大野原高原線(法音寺工区)改良工事(その3)請負契約の変更 について)

6 閉 会

開 会（午前 9 時 26 分）

○議長（吉永秀俊君）

皆さんおはようございます。

定刻前ではございますけれど、全員お揃いのようにございますので、ただいまから臨時議会を開催したいと思います。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 3 年第 4 回東彼杵町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、1 番議員、林田二三君、2 番議員、立山裕次君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（吉永秀俊君）

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 議案第 65 号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

日程第 3、議案第 65 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

ここに令和 3 年第 4 回東彼杵町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変ご多用な中にお揃いご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、議案第 65 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由といたしまして、現下の財政状況を踏まえ町施策の一端として、教育長の給料及び期末手当を減額するため、本案を提出するものです。詳細につきましては、総務課長に説明させます。何卒、

慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

議案第 65 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

令和 3 年 9 月、第 3 回議会定例会において粒崎教育長の選任が可決されました。それに伴い、前任期の間において減額されておりました教育長の給与、期末手当を、町長、副町長と同じく 20%減額したいため本案を提出するものです。

減額の期間は、現岡田町長の任期まで、令和 5 年 5 月支給分までの給料、期末手当を減額するものでございます。

議案を開けていただきまして、条例の改正について説明いたしますが、本則の附則 30 号、31 号において、それぞれ教育長の給与の減額を明記するものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の特別職の給与に関する条例の規定は、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 65 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 65 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 65 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 65 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 66 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）

○議長（吉永秀俊君）

日程第4、議案第66号令和3年度東彼杵町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第66号令和3年度東彼杵町一般会計補正予算（第9号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5660万円を追加し、予算の総額を63億1735万8000円とするものでございます。

歳出につきましては、子育て世帯臨時特別給付金5500万円、事務費160万円の追加でございます。

歳入につきましては、国庫支出金5660万円でございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり議案第66号についてご説明いたします。

6ページをお開きください。3番歳出でございます。3款2項6目は、子育て世帯臨時特別給付事業費として合計5660万円計上いたしました。

事業内容につきましては、高校3年生までの子どもを養育し、かつ一定の所得制限内の方に子ども1人当たり5万円を給付する事業でございます。18節負担金補助及び交付金では、子ども1,100人を想定し、給付金5500万円を計上しています。

なお、給付時期につきましては、国の通知等を受けてからになりますので、詳細は未定ですが、児童手当受給世帯は申請不要となっておりますので登録口座へ年末までに速やかに振り込むことを計画しております。

児童手当を受給していない高校生の世帯や公務員の世帯につきましては申請が必要となりますので、申請受理の後、随時振り込みを行っていくことになります。歳出については以上でございます。

戻りまして5ページをお願いいたします。2番歳入になります。今回の給付金事業は、全額国の負担となりますので、16款2項2目民生費国庫補助金へ財源として5660万円計上いたしました。歳入については以上です。

その他、1、2ページの第1表、4ページ、5ページの事項別明細書、7ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので、説明は省略いたします。説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

受給される子どもの数は1,100人という回答でございましたけれど、この受給を受けられないお子さんの数がわかったら、差し支えなかったら教えていただけませんか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

受給を受けられない子どもの数につきましては、まだ正確に出ておりませんので、後ほど、わかりましたらお答えしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

他に。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

参考までになんですけれど、1,100人の中で未就学児、小学生未満ですね、と小学生、中学生、高校生の人数というのはわかりますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

今回基礎となりました人数につきましては、10月31日現在の住民基本台帳を基礎としております。

まず、未就学児の子どもにつきましては308名です。そして、就学の子どもにつきましては378名となります。それ以外が高校生という形になりますね。今回の積み上げました数につきましては、別居監護の方と今後出生する子どもの数、こちらも対象になりますので、こちらを加味したところで1,100名という数字にしております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

こういう交付する時に問題となるのは、夫婦関係でちょっとトラブって別居している複雑な家庭環境の方、ここが問題だと思うんですね。しっかり把握をしてしないと。例えば、例えばの例ですよ、奥さんとお子さんたちが別に行かれてご主人はこっちにおられた。世帯主の方に振り込まれるわけですよ。本当は子どものおられる奥さんの方に振り込まなければいけないというのが本来の趣旨だと私は認識している。そういうところをしっかりと対応する。まず、そういう人がいるかどうか。それが第1点。おられたら、よくその辺をしっかりと対応をしていただきたい。まずおられるかどうか教えてください。町で、把握している家庭があるかどうか。そこのところ、教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

DVの世帯につきましてはおられますけれど、その中の世帯に子どもさんがおられるか、そちらについては、住民基本台帳の担当の方と調査しまして、間違いがないようにお配りしたいというふうを考えております。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

確認です。先ほど、1,100人の中に未就学児が308、就学児が378、残りというとならぬと414人にもなるんですよ。出産予定のところも含むとしている。ちょっと多すぎませんか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

大変失礼しました。就学の子どもさんの数を間違っております。中学生の方を抜いておりますので、先ほどの数に中学生190名おられますので、そこを加味したところで。あと、引いたものが高校生の数になります。

○——△——

——△——△——

○町民課長（井上晃君）

そうですね。詳しいところは、また後ほどきちんと整理をしてから回答させていただきます。

○——△——

あまりにも数字が。

○町民課長（井上晃君）

すみませんでした。中学生の方を計算しておりませんでした。申し訳ございません。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 66 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 66 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 67 号 令和 2 年災遠の久保川災害復旧工事請負契約の変更について

○議長（吉永秀俊君）

日程第 5、議案第 67 号令和 2 年災遠の久保川災害復旧工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 67 号令和 2 年災遠の久保川災害復旧工事請負契約の変更についてでございますが、次のとおり請負契約を変更することについて議決を求めます。

1、契約変更の理由、令和 2 年災遠の久保川災害復旧工事契約額の変更。2、契約の方法、当初 指名競争入札による契約。変更 随意契約。3、変更前契約金額、4275 万 9200 円。4、変更後契約金額、6897 万円。5、契約の相手方、住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷 1856 番地 7。会社名 有限会社山田組 代表取締役 山田秀一。

提案の理由といたしまして、請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第 2 条の規定により本案を提出するものでございます。詳細につきましては建設課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

議案第 67 号につきまして町長に代わりまして説明いたします。

本工事につきましては、令和 2 年 7 月豪雨により被災を受けました遠目地区の普通河川遠の久保

川の災害復旧工事でございます。

今回の主な変更理由としては、転石破碎と処分の追加及び工事用仮設道路の形状変更による増工でございます。

添付しております図面をご覧ください。図面の右側から左側へと向かって川が流れております。下流の方から1工区から4工区まであり、それぞれの工区の数量と、図面右上の方になりますけれども、合計した数量を記載しております。赤字で記載しておりますのが今回の変更数量でございます。

右上に示しております合計数量をご覧ください。一番下の方に赤字で転石破碎 $V=176 \text{ m}^3$ 、転石処分 $V=592 \text{ m}^3$ と示しておりますが、この数量の大半は、8月の豪雨により上流の方から大量に流れ込んできております。その分の撤去費用を追加計上しております。破碎数量と処分数量が差がありますのは、破碎しなくてもダンプにそのまま積み込んで搬出できるものは破碎せずに処分しております。

続きまして工事用仮設道路でございます。工事用の仮設道路につきましては、既存の圃場への乗り入れを利用し、進入しまして圃場に敷鉄板を設置することで計画しておりましたが、乗り入れの幅員が狭小で、かつ勾配が急であったことから、工事用車両の安全な通行を確保できないということから、大型土のう等を設置し、そこに仮設盛土を施工した上に敷鉄板を設置することといたしました。1工区から4工区、合計で大型土のう315袋、仮設盛土 950 m^3 の設置、撤去を追加計上しております。

その他といたしまして図面右上の合計数量の中ほどに記載しておりますが、水替えのための大型土のう工が101袋から157袋、56袋の増。構造物取り壊し工を 21 m^3 追加計上しております。

図面への表記はしていないんですけれども、4工区の施工をする際に、河川の中に重機が入ってからの作業ということになりますので、大型土のうで締め切ただけでは排水ができませんので、80cmの仮設の排水管を2本並列に32m設置しましたので、合計64mを追加計上しております。主な変更は以上となります。

また、併せて工期を12月10日から2月28日まで延長しております。以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

この現場は9月に現場を、実は確認を、私も現場を確認をさせていただきました。進入道路というか、現場に工事用の車両を入れるための進入道路を作られていた最中だった時期に私が通りかかって現場を確認した状況なんですけど、鉄板を敷いて工事を進められていたんですが、今の説明は土のうを作ってやり替えたというような説明だったんですよね。その後、進入道路のやり替えがあったんですか、じゃあ。9月の時点とその後で。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

大型土のうを置きまして積み上げて、そこに盛土をしてなだらかに進入できるように設置しておりました。ですから、9月の時点から変わっておりません。

○——△——

変わっていない。

○建設課長（楠本信宏君）

はい。

○議長（吉永秀俊君）

他に。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

変わっていないのであれば当初の計画どおりだったんでしょう。変わったから今説明されたんでしょう。変わったから説明したんでしょう。ですから、私は変わったものと認識したんですよ。当初から進入道路の所が変わったんだと私は認識しましたよ、今の説明では。最初から変わっていないなら別に説明する必要はないじゃないですか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

9月の時点で計画が変更になっておりまして、一番最初、2月の当初の契約の時は敷鉄板のみであったものです。途中で現場に入って、このままでは安全に通行できないということがありましたので変更しております。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

そうすると9月の時点で変更をしていたという話なんですよ。今の経過で言うと、今日の議案に出る前に変更していたという話でないですか、違うんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

9月の時点で変更しておりました。もともと議会の議決まで金額が達していませんでしたので、

精算で変更を見込んでいたんですけれど、8月の豪雨で大量に石が流れ込んできまして、その後現場の調査もできておらず、現場の山田組さんも、他の災害の、緊急の工事に対応されていたため、9月の時点では石の数量とかが判断ができませんでしたので今回遅れてしまいました。以上です。

○——△——

了解。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

転石処分の分の、大半が2工区の部分だと思うんですけれど、これが今年の8月の豪雨の時に実際流れ込んだ分だというふうに理解をしたんですけれど、今後もうこういう豪雨があった場合は、同じ形状ですよ、川自体はですね。変わりませんので、上流から流れてくる可能性というのは考えられませんか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

この下流で、また千綿川の災害復旧工事を今から取り掛かろうとしています。次の12月の話になるんですけれど、撤去費用が出るだろうということで追加を見込んでおります。今後、山の方から大分流れてきますので、豪雨のたびにこういう大きな石が流れてくるのかなと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号令和 2 年災遠の久保川災害復旧工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 報告第 15 号 専決処分に関する報告について

(大野原高原線（法音寺工区）改良工事（その 3）請負契約の変更について)

○議長（吉永秀俊君）

日程第 6、報告第 15 号専決処分に関する報告について（大野原高原線（法音寺工区）改良工事（その 3）請負契約の変更について）を議題とします。本件について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは報告第 15 号専決処分に関する報告でございますが、大野原高原線（法音寺工区）改良工事（その 3）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について専決処分をいたしております。

1、契約変更の理由 大野原高原線（法音寺工区）改良工事（その 3）契約額の変更。2、契約変更の方法、当初 指名競争入札による契約。変更 随意契約。3、変更前契約金額、1 億 687 万 9300 円。4、変更後契約金額、1 億 1152 万 9000 円。5、契約の相手方、住所 東彼杵郡東彼杵町三根郷 1662 番地 7。会社名 株式会社朽原建設、代表取締役 朽原元樹。詳細につきましては、建設課長に説明させます。よろしくお願ひします。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

報告第 15 号につきまして町長に代わり説明いたします。

本工事につきましては、本年 6 月の定例会で契約締結。9 月の定例会で契約変更の議決を頂いており、今回が 2 度目の変更であります。現在施工中であります。今回の変更で精算になるものと考えております。

本工事につきましては以前にも説明しておりますが、現地でコンクリート製の主桁を製作し仮設桁仮設工法というもので主桁の仮設を行います。

添付しております図面をご覧ください。図面の左側が町道大野原高原線、中ほどに彼杵川が図面の下から上の方に向かって流れております。右側が国道 34 号となっております。仮設桁を設置する際には、河川の両側からクレーン車を使用して作業するのが一般的ではありますが、右岸側が未改良でありますので、既存の農道ではクレーン車が進入できなかったため、左岸側から 200 t 吊りという非常に大きなクレーン車を使用して仮設桁を設置しております。そのことにより、200 t 吊りクレーンの賃料と分解組み立て運搬費用を追加計上しております。右岸側を改良してから道路工事を行えばクレーン車が進入できたんですが、元々の進入路が狭く、全ての作業が 2 t 車や 4 t 車や小型重機の作業となることから、こちらの方が割高となることから今回の 200 t 吊りクレーン車

を使用した工法を採用しました。その他には、仮設盛土の数量を算出する際に田んぼの表土分を控除しておらず計上していたため、はぎとった分の表土量に相当する 130 m³の購入土を追加計上しております。説明は以上になります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 15 号を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 3 年第 4 回東彼杵町議会臨時会を閉会します。おつかれさまでした。

閉 会（午前 9 時 54 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 林田 二三

署名議員 立山 裕次